

**『ケアマネジャー試験 模擬問題集 2018』
2018年介護保険制度改正・介護報酬改定に伴う主な改正内容**

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正について、受験対策に必要なと思われる主な事項を収載させていただきます。

【介護支援分野 図表で整理する 17 のポイント】

ポイントその⑤ 申請から要介護認定までの流れ

頁	改正箇所	改正内容
26	・「要介護認定等の認定有効期間」表内	【「更新申請」の「設定可能な認定有効期間の範囲」の項目】 (「要介護認定」「要支援認定」とも) 「3～24 か月」 → 「3～36 か月」

ポイントその⑩ 居宅介護支援

頁	改正箇所	改正内容
38	・「1. 居宅介護支援運営基準の必須項目」表内	【「人員」の「運営基準」の項目】 「④管理者は、必ず、介護支援専門員でなければならない。」 → 「④管理者は、必ず、主任介護支援専門員でなければならない（2020年度までの経過措置期間があり、その間は介護支援専門員でもよいとされている）。」

【解答編：1 介護支援分野】

⑩居宅介護支援サービス

頁	改正箇所	改正内容
解答編 35	・問題 83（解説）	【「選択肢 1」の解説】 「介護支援専門員でなければならない。主任介護支援専門員でなくてもよい。」 → 「主任介護支援専門員でなければならない（2020年度までの経過措置期間があり、その間は介護支援専門員でもよいとされている）。」 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※解答が「×」→「○」に変更</div>

【解答編：2 保健医療サービス分野】

① 居宅療養管理指導

頁	改正箇所	改正内容
解答編 62	・問題 162（解説）	..【「選択肢 5」の解説】.. 「看護職員が療養上の相談および支援を行った場合の居宅療養管理指導費を算定することはできない。」 → 「看護職員が療養上の相談および支援を行った場合の居宅療養管理指導費を算定することはできない（注：2018年の改正により、看護職員による居宅療養管理指導は廃止された）。」
解答編 63	・ONE POINT 「担当職種別の算定回数」表内	..【「看護職員が行う療養上の相談および支援」の項目】.. → 削除

② 介護老人保健施設

頁	改正箇所	改正内容
解答編 67	・問題 172（解説）	..【「選択肢 1」の解説】.. 「1か月に4か月以上口腔ケアを行った場合に算定されるのは、口腔衛生管理加算である。」 → 「1か月に4か月以上口腔ケアを行った場合に算定されるのは、口腔衛生管理加算である（注：2018年の改正により、口腔衛生管理加算の算定基準が「①月2回以上入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合」となった）。

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

頁	改正箇所	改正内容
解答編 69	・問題 178（解説）	..【「選択肢 2」の解説】.. 「おおむね3か月に1回以上」 → 「おおむね6か月に1回以上」 ※解答が「×」→「○」に変更
	・ONE POINT 「会議・委員会」表内	..【「介護・医療連携推進会議」の「開催頻度」の項目】.. 「3か月に1回以上」 → 「6か月に1回以上」

【解答編：3 福祉サービス分野】

③通所介護

頁	改正箇所	改正内容
解答編 77	・ ONE POINT 「集合住宅への訪問サービスの減算」表内	【「訪問介護～夜間対応型訪問介護」の「減算内容」の項目】 「10%減算」 → 「①③10%減算、②15%減算」
		【「訪問介護～夜間対応型訪問介護」の「算定要件」の項目】 「①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の養護老人ホーム等(※)に居住する者」 → 「①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物に居住する者（居住する利用者の人数が1か月あたり50人未満）、②事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物に居住する者（居住する利用者の人数が1か月あたり50人以上）」
		【「訪問介護～夜間対応型訪問介護」の「算定要件」の項目】 「②上記以外の」 → 「③上記以外の」

⑨地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービス

頁	改正箇所	改正内容
解答編 94	・ 問題 217（解説）	【「選択肢2」の解説】 「利用定員9人以下の療養通所介護」 → 「利用定員9人以下の療養通所介護（注：2018年の改正により、療養通所介護の定員は18人以下となった）」